

平成31年3月 守口市教育委員会定例会の概要

- 日 時 平成31年3月28日（水）
午前10時00分～午前11時04分
- 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室
- 出席者

教育長 首藤 修一

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

放課後こども課長 西川 博康 ほか担当職員

※当会議については、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、教育長が、日程第3 議案第6号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」は人事案件であるため、全ての議題が終了した後で関係者のみの秘密会にて審議することを諮り、全会一致で承認されました。

○ 審議内容

議案第7号 学力向上に係る目標値の設定について（案）

【説明要旨】

○事務局 学力向上に係る目標値の設定につきましては、教育委員会定例会及び協議会にて学力向上にかかる数値目標の設定のあり方について協議いただいた際、教育委員の皆様よりいただいた意見、また、校長会の意見を踏まえ事務局で学力向上に係る目標値の設定についての案を作成させていただいたものでございます。事務局案について説明をいたします。

1、趣旨、本市においては「生きる力」の要素の一つである「確かな学力」を育むため学力向上プランを策定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところである。

また、それらの取組みの検証・改善を行うために、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえた上で、全国学力・学習状況調査を活用し、本市の子ども達の学力や学習状況の把握に努めている。

小学校等低学年の子ども達が成人する頃には、すでに少子高齢化を背景に技術革新等が進み、社会は激変していると予測されており、この時代に必要とされる資質・能力を育むため、これまで以上にスピード感をもって、より着実に取り組まなければならない。

そのため、目標値を設定し教職員や子ども達の意欲をより一層喚起して、今後の学校教育計画に基づく学習活動の具体化につなげることで、本市の子ども達の学習状況の一層の改善に学校と教育委員会、保護者が一丸となって取り組んでいくこととする。

2、市の目標値の設定について。

授業改善及び自学自習力の育成にかかる児童生徒質問紙調査の結果が全国水準を上回る状況を達成し、学力全般において大阪府水準ひいては全国水準の学力の定着を目

指すこととし、目標としては、学習状況に係る児童生徒質問紙調査を全国水準以上に
する。

調査項目は以下のとおりとする。

- ・授業改善の視点として、「1.授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分
から取り組んでいる。」「2.自分の考えがうまく伝わるよう、話の組み立てな
どを工夫して発表している。」「3.話し合う活動を通じて、自分の考えを深め
たり、広げたりすることができている。」の3項目における肯定的回答の割合。
- ・自学自習力の育成の視点として、「4.家で授業の予習・復習をしているとの肯
定的回答の割合。」「5.学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時
間について。」小学校等で「30分以上」、中学校等で「1時間以上」の割合。
「6.学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間について。」小学
校、中学校等ともに「10分以上」の割合。

項目5及び6の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間及び読書時間につ
きましましては、教育委員の皆様や校長会からいただいた子ども達がより意欲的に取り組
めるような目標にすることや教職員のやる気が出る目標にすることなどの意見を踏ま
えるとともに、全くしない児童生徒に特化した取組みになりかねないとの懸念もある
ことから、「全くしない」の割合で見るのではなく、本市が学習時間の目安として、
各校へ示しております時間を考慮した勉強時間の改善として設定いたしました。また、
読書時間につきましても、中学校等での部活動や受験勉強の時間等を考慮し、毎日着
実に取り組めるよう10分以上としております。現状値及び目標値は表にございま
すとおりで。この目標値の達成時期は、平成33年2月に設定いたしました。現在の
市学力向上プラン平成30年度から平成32年度版の最終年度に合わせております。

公表方法としましては、市、府及び全国の平均を広報誌やホームページを通じて公
表することといたします。

続きまして、「3、学校の目標値の設定について」でございます。

市の目標達成に向け、全国と市の差を意識しながら、各学校が自校の実情を踏まえ何%の向上を目指すのか目標値を設定する。調査方法は、小学校等4・5年生、中学校等1・2年生を対象とした定期的な6項目のアンケート調査を実施します。具体的には現状値を把握するための4月と、全国学力・学習状況調査の結果と合わせ後期の取り組みの改善にいかすための7月と達成状況を把握するための2月とします。達成時期として、学校は毎年度2月の調査時の数値の達成状況を確認いたします。公表方法として、各校が例年行っている全国学力・学習状況調査の結果を公表する際、自校の成果や課題が見られた学習状況にかかる調査項目に加え、目標値を設定した6項目の達成状況を、学校だより等の文書を通じて公表する。

最後に参考値としまして、学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間及び読書時間の調査項目にかかる直近3年間の数値を載せております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、学力向上にかかる目標値の設定について説明をさせていただきました。これまでの学力向上へ向けた取組みをさらに進めるため、学力向上にかかる目標値の設定につきまして審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 適切な設定だと思います。趣旨文の最後の方に、「目標値を設定し、教職員や子ども達の意欲をより一層喚起して」とあります。そのためにぜひ目標設定する意味、趣旨をまず教職員がしっかりと理解して、そしてクラス担任を通じて、児童・生徒に今後、その意味が伝わるようにぜひお願いしたい。それが一番大事だと思います。

○委員 今回の目標値については、全体的な底上げをしていく上で、手が届きやすく、機運が非常に高まる設定値だと思います。これを、より実効性があるものにする一つの方法として、研究授業を通して、今回の調査項目を意識した授業の視点をもって、授業力を上げていく、授業改善をしていく必要性というのを守口市全体の教員に

共有するよう教育センターの指導が必要だと思えます。検討していただきたいのですが、2019年でも守口市で指定校やモデル校があるならば、底上げについて課題もっている学校を選んでいただいて、その学校が目標値を意識しながら自校の現実に合わせて自分の学校の目標値を設定します。それを達成するために、こういった取り組みをするのかというのを視点にした研究、モデル校を設定していただきたいと思えます。モデル校が教育委員会の手助けを受けながら、有効な取り組みを続けていけば、その成果が今度は全市に波及するというシステムかと思えますので、ぜひ6項目を上げるためのモデル校を検討していただければ非常にありがたいと思えます。

○事務局　この6項目をまとめてひとくくりに指定校とする方法と、授業改善に特化した3項目、または読書時間等でしたら、学校司書等を活用できる学校というように項目ごとに分けさせていただく可能性はございますが、しっかりと指定校を決め、教育委員会と連携しながら取り組みを進めていき、また、その学校の取り組みについては、教育委員会から全校に発信をさせていただくような形にしたいと思っています。

○委員　学力と学習の習慣化っていうのが非常に大事です。学習の習慣化ができた子どもは学力が伸びていくというデータがきちんと出ていますので、例えば、学習の習慣化を目標にしたモデル校を指定するとか、今おっしゃったように6項目全てでなくても、例えば、1から3だったら授業改善に特化したモデル校とか、4・5・6だったら家庭と学校とのつながり、家庭の充実サポート支援プログラムなどもいろいろありますが、早く明確化して、そして守口市が今回行う数値目標に、効果があるということを確認なものにしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○事務局　これまでも授業改善研究等をしておりますので、御意見を踏まえ、授業改善を含め自学自習力の育成についても派遣する指導主事にこの目標値を踏まえた上で、学校と一緒に協議していけるような形で進めさせていただきたいと考えております。状況については、また後日報告させていただきます。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第 8 号 平成 3 1 年度、めざす守口の教育（案）について

【説明要旨】

○事務局 平成 3 1 年度、めざす守口の教育（案）につきましては、2 月教育委員会協議会にて御協議いただいたところではございますが、本日改めて説明させていただきますので、御審議の上御決定賜りたく存じます。

まず、表紙裏に目次として全体の項目を示しております。続いて 1 ページでは、めざす守口の教育の概要として、教育理念・基本方針・重点項目を示しております。教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。学校においては、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育、家庭・地域においては、育ちを支える教育コミュニティづくりにかかる取組みを進めるため、5 つの基本方針と 1 4 の重点項目を掲げております。

2 ページには、教育理念のもと基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。

3 ページには、平成 3 1 年度教育委員会の主要施策において「連携・協働・信頼」の 3 つの視点と主要施策に分けて記載しております。

「連携・協働・信頼」におきましては、これまで「連携の視点」に記載しておりました、「子どもを核とし、学校と家庭、地域の連携を一層進めます。」の文章と「各中学校区フォーラムの開催等により学校・家庭・地域が協働して教育活動を進めます。」の文章を統合し協働の視点として、「子どもを核とし、学校・家庭・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」をめざします。」と改めております。こちらは今年度より、さつき学園に学校運営協議会制度を導入し、平成 3 2 年度の全中学校区における学校運営協議会設置に向け、平成 3 1 年度、各中学校区で準備委員会を設

置し取り組むこととしておりますことから、連携から協働体制を明確に示し記載したものでございます。

次に、「主要施策」につきましては、本市の最重要課題である学力向上の取組みの推進をトップに位置づけようとするものでございます。

それでは、各項目の変更点について説明をさせていただきます。

一つ目の「学力向上の取組みの推進」では、「課題に対応した学習冊子」を実際に今年度配布した名称「長期休業日用の学習冊子」と改めております。

二つ目の「小中一貫教育の更なる充実と学校運営協議会制度の推進」では、各校それぞれ特色ある一貫教育の取組みを踏まえつつ、中学校区・義務教育学校における一貫教育及びさつき学園における学校運営協議会の取組みや成果を引き続き検証・発信し、小中一貫教育の更なる充実に努めることを抑えております。

三つ目の「学習指導要領の改訂に向けた取組みの推進」では、新たな教科の後ろに具体的に道徳科、外国語科などの文言を追記しております。

四つ目の「新しい学校づくりと安全・安心な学校施設整備の推進」では、「守口市学校規模等適正化基本方針をふまえ」の文言を削除し、守口市学校規模等適正化基本方針の改訂等に取り組むことと既存校における教育諸条件の向上にも努めることを記載しております。

五つ目の「学校における働き方改革」の推進」では、「部活動指導員の配置、校務支援システムを活用した業務改善等」の文言を加え、「学校における働き方改革」を進めることを記載しております。

六つ目の「社会教育の振興」には、変更はございません。

続いて、4ページからは学校教育にかかる基本方針に沿い、重点項目とその具体的な取組みを示しております。学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう、基本方針・重点項目・具体的な取組みとしております。基本的な考え方には大きな変更はございませんが、今年度の取組みを検証し、

継続して取り組むべき内容、また、新たにに取り組むべき内容を示しております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育が推進できるよう指導方法などの研究・実践にさらに取り組んでいくということが、柱となっております。

次に、基本方針等について主な変更点を中心に説明をさせていただきます。

4 ページ、基本方針 1、「学力を伸ばす」では、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、5つの重点項目を掲げております。まず、リード文 5 行目に学力向上にかかる数値目標設定のあり方についての議論を踏まえ、「府平均・全国平均を意識し、より明確な目標を持って授業改善及び個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめます。」と記載をさせていただいております。

重点項目 1、授業改善の推進では、リード文にて「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めることを抑え、9つの具体的な取組みを示しております。合わせて「児童生徒との信頼関係に基づいた教育指導をすすめるとともに」の文言を加え、「①児童・生徒が安心・集中して学習に取り組める学習集団づくり」を新たに記載しております。この項目については今年度、重点項目 2、「学習規律と言語能力の育成」の具体的な取組みの一つに記載していたものでございますが、学習集団づくりをより授業改善にいかすため変更したものでございます。なお、新規項目としましては、「⑨各教科等における学校図書館の効果的な活用」を記載しております。こちらは、平成 30 年 10 月に策定しました、守口市立学校図書館基本計画を踏まえ新規追加したものでございます。

次に、5 ページの重点項目 2、「学習規律と言語能力の育成」では、リード文にて学習規律の確立・育成と関連させながら、すべての教育活動での言語活動の充実、読書活動の充実、英語教育の充実を抑え、8つの具体的な取組みを示しております。リード文には、先ほど申し上げました、守口市立学校図書館基本計画を追加し、文言整理を行っております。具体的な取組みでは、守口市立学校図書館基本計画を踏まえ、

新たに「④学校図書館全体計画及び年間指導計画の作成」を記載しております。

⑥では、読書量の目標設定や「読書週間」等に加え、読書習慣の確立に向けた取り組みと目的をより明確にしております。

⑦では、外国語活動支援員については、今年度で事業が終了するため削除しております。なお、注釈に守口市立学校図書館基本計画の説明を追記しております。

次に、重点項目3、「自学自習力の育成」では、リード文にて生活・学習習慣の確立に向けた家庭への働きかけと、学校での取り組みを抑え、5つの具体的な取り組みを示しております。リード文では新たに「民間活力を活用した土曜日学習会に参加している児童の学習状況等の情報共有により」を追記し、自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図ることを記載しております。具体的な取り組みでは、項目を統合し、「①中学校区としての系統性のある家庭学習課題の設定」としております。

次に、6ページの重点項目4、「支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細やかな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、ケース会議等の指導体制の確立を抑え、6つの具体的な取り組みを示しており、今年度の変更はございません。

次に、重点項目5、「就学前教育・保育との連携」では、リード文にて就学前教育及び保育の重要性に加え、今年度策定予定の「接続期カリキュラム」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進を抑え4つの具体的な取り組みを示し、新たに「④小学校入学当初における就学前からの発達の継続性を考慮した教育環境や、指導方法の工夫」を追記しております。

続いて、7ページからの基本方針2、「心を育てる」では、児童・生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、4つの重点項目を掲げております。

重点項目6、人権教育の充実では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取り組みの充実や、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」を踏まえた教育活動全体を通して、人権意識の醸成を抑え、7つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取組みでは、これまでの項目を統合し、「②学校全体の人権感覚を高めるための校内研修の実施と指導方法の工夫」としております。また、日本語指導を必要とする児童・生徒が、本市におきましても増加傾向にあることを踏まえ、新たに「④日本語指導を必要とする児童・生徒に対する日本語指導の推進」を追記しております。

また、⑦については、「児童生徒の安全を最優先とした虐待通告と関係機関との連携強化」と改めております。なお、注釈3、「さまざまな人権教育」では、日本人拉致問題の文言を新たに追記しております。

次に、8ページの重点項目7、「道徳教育の充実」では、リード文にて「特別の教科 道徳」の全面実施への対応、指導と評価を一体化させた授業の改善を抑え、7つの具体的な取組みを示しております。

①について、今年度、研修の実施としていたものを日々の教材研究等に一層力を入れるため、授業研究の実施と改めております。

また、③の道徳科の評価については、「児童・生徒の成長につながる」と文言追加し、評価のあり方についてさらに明確にしております。

次に、9ページの重点項目8、「生徒指導の充実」では、リード文にて機能的な校内体制、日頃の子どもの理解、市・学校いじめ防止基本方針等に基づく取組み、中学校区内の連携強化等を抑え11の具体的な取組みを示しております。生徒指導上のさまざまな課題解決のため、②において次年度配置予定の市費SSW（スクールソーシャルワーカー）等を活用した定期的なケース会議の開催を記載するとともに、新たに「③スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等を活用した不登校支援の推進」を追記しております。

次に、重点項目9、「キャリア教育の充実」ではリード文にて、協定を結んだ大学並びに地元企業等と連携し、社会の進展に対応した教育を推進することを新たに抑え、「④大学との授業交流や地元企業等の出前授業の活用」を新規追加し、4つの具体的な取組みを示しております。

続いて、10ページからの基本方針3、「命を守る」では、児童・生徒のたくましく生きる健康と体力づくり、安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目10、「健康・体力づくりの充実」ではリード文にて、「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭・地域との連携を抑えるとともに、新たに「守口市立中学校に係る運動部活動の方針」に則り策定した「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、部活動を適切かつ円滑に実施することとし、6つの具体的な取組みを示しております。

③において、来年度配置予定の部活動指導員の文言を追加しております。

次に、重点項目11、「安全・安心な環境づくりの推進」ではリード文にて、食物アレルギー等の事故を追記し、危機管理体制の充実、安全体制の確立、保護者、地域、関係諸団体等との連携を抑え、10の具体的な取組みを示しております。具体的な取組み、④について「あらゆる場面を想定した避難訓練の実施」を、「地域と連携した避難訓練の実施」と改め、災害時における地域との連携を強調しております。

続いて、11ページからの基本方針4、「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。なお、リード文では新たに「学校における働き方改革を進めつつ」と文言追加をしております。

重点項目12、「学校経営の改善」では、リード文にて「教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対し実情を踏まえた目標設定を行い」と文言の追加変更を行い、学校のマネジメント機能の強化、明確なビジョンの設定、家庭・地域への情報発信、学校運営の改善等を抑え、13の具体的な取組みを示しております。具体的な取組み④では、「学校ホームページや学校便りによる定期的かつ積極的な情報発信」と改めております。加えてこれまでの項目を統合し、「⑥校務支援システムの活用や行

事等の見直しによる業務改善の推進」と改めております。また新たに、「⑫学校運営協議会の設置に向けた準備」、「⑬出退勤システムの運用による勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方改革の推進」の2項目を追加しております。

最後に、12ページ重点項目13、「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文にて新たに「大阪府教員研修計画」「大阪府小・中学校事務職員研修計画」を踏まえ、市の研修も活用することを抑え、9つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組み⑨では来年度配置予定のない指導養護教諭、指導栄養教諭を削除しております。

以上、簡単な説明ではございますが、学校教育にかかる内容を説明させていただきました。

○事務局　　続きまして、社会教育にかかる概要について説明申し上げます。

基本方針5、「生涯学べる社会をつくる」では、リード文にて本市における生涯学習推進の基本理念である、市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりを目指す旨を挙げております。

重点項目14、「社会教育の振興」では、現在の社会環境の変化に伴い、人とのつながりが希薄化してきている中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援し、各地域のコミュニティとの連携による絆づくりと、地域の教育力の向上が図れるよう支援をします。また、現守口市生涯学習情報センターを全面改修し、平成32年4月に本市初となる図書館法上の市立図書館の開館を目指すとともに、成人基礎学習及び青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できると期待されます。さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・研究を行い、保存・活用する中で、8つの具体的な取組みを示しております。

以上、めざす守口の教育、学校教育と社会教育の説明とさせていただきます。

【審議状況】

○原案通り承認。

○ 審議内容

報告第1号 守口市教育委員会事務決裁規程について

【説明要旨】

○事務局 守口市教育委員会事務決裁規程につきましては、教育長に委任された事務の適正な執行を確保するとともに、責任の明確化と事務能率の向上を図るため、事務の決裁について必要な事項を定めております。守口市事務決裁規程については、昭和63年に全部改正して以来、抜本的な改正を行っておらず、これまでの庁内組織体制の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、さらなる効率的な事務執行が可能となるよう今般、市長部局において各職階における決裁区分の明確化を図るため当該規程の改正が行われました。それに伴い、守口市教育委員会事務決裁規程についても市長部局に合わせて、全部改正を行ったものでございます。

改正内容でございますが、第1条につきましては、この規程の趣旨を定めております。第2条につきましては、用語の定義、第3条では、教育長に決裁を受けなければならない事項につきまして規定しております。第4条につきましては、決裁及び専決者が不在のときの代決について、第5条につきましては、代決を行った場合の後関の手續について規定しております。第6条につきましては、合議について、第7条につきましては、第1項で各職階の専決事項を別表第1及び別表第2に定めております。

別表第1につきましては、教育委員会の共通専決事項を規定し、第2表につきましては、各課の個別専決事項を定めております。第7条第2項におきましては、市長部局と共通する専決事項を守口市事務決裁規程の別表第1の規定を準用するものとしております。別表第1の1の表は、出張・休暇・その他庶務に関する事項を、2の表は

財務に関する事項を規定しておりますことから、教育委員会内の事務処理につきましても同区分に合わせております。

また、守口市事務決裁規程の全部改正に合わせて、市長から教育長に委任されている予算の執行に関する事項について規定しており、市が定める教育長に対する事務委任規則に関しましても一部改正が行われました。内容といたしましては、守口市事務決裁規程において予算の執行にかかわる金額の区分の改正が行われましたので、教育長へ委任する金額区分の変更が行われております。

最後に、市で制定する守口市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則につきましても参考として御説明申し上げます。

予算の執行に関する教育にかかわる部分で教育長に委任されていない事項の事務、例えば、1億円以上の工事等に関する事務につきましては、今までにも教育委員会に属する職員が事務の補助執行をしておりましたが、明確な規定がございませんでしたので改めて規則を定め、これまでどおり教育委員会に属する職員が事務の補助執行を行うものでございます。なお、守口市教育委員会事務決裁規程の附則において、9ページに記載しておりますとおり施行期日については、令達の日から施行するとしており、経過措置といたしましては改正後の守口市教育委員会事務決裁規程は、平成31年度以後の会計年度に属する事務について適用し、平成30年度の会計年度に属する事務については、なお従前の例による、としております。

以上、簡単な説明ではございますが、守口市教育委員会事務決裁規程の説明とさせていただきます。なお、教育委員会規程の制定につきましては教育委員会の議決事項ですが、平成31年度以降の事務執行のために市長部局が規則等を改正されたことから、教育委員会事務局においても市長部局と同様に当該事務を行うため、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、教育長において臨時代理させていただきましたので御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

【審議状況】

○原案通り承認。

○ 審議内容

報告第 2 号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

【説明要旨】

○事務局 教育委員会事務局職員の任免につきましては、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 7 号による教育委員会での決定事項でございますが、市長部局と同日に通知する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項に基づき、平成 3 1 年 3 月 1 5 日付で教育長により臨時代理させていただき、平成 3 1 年 3 月 1 8 日付で人事異動を通知いたしました。

以上、報告を申し上げ承認いただくものでございます。よろしくお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り承認。

○ 審議内容

議案第 6 号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について

秘密会につき会議録は作成しておりません。